

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公印省略）

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律について

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 6 月 16 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

貴職におかれましては、下記の改正内容等を御理解の上、施行に向けて必要な準備を行っていただくとともに、貴都道府県内の市町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中の条文番号は、改正法による改正後の活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）のものであります。

記

第一 法改正の背景

活動火山対策特別措置法は、平成 26 年の御嶽山噴火災害を受け、平成 27 年の改正により、住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の安全を確保するための警戒避難体制を整備する等の措置が講じられ、対策の強化が図られてきた。

一方で、近年、富士山の市街地近くにおける新たな火口の発見等により、想定される火口の範囲が拡大されたことや、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

今回の法改正は、上述のような近年の火山をめぐる状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、必要な措置を講ずるものである。

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 目的規定の改正について（法第 1 条関係）

火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図ることを新たに目的に追加することとしたものである。

2. 避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等について（法第8条関係）

火山現象の発生時に、噴火警報や避難指示といった情報を住民等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難が行われるためには、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。このため、これらの施設であって、かつ、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）に対し、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施することを求めているものの（法第8条第1項から第3項）、現状として、取組が進んでいない施設も存在している。

上記を踏まえ、改正法では、市町村長は、避難促進施設の施設所有者等が避難確保計画の作成等を行うに当たって、必要な情報提供や助言、その他の援助をするとともに、必要に応じて、火山防災協議会に意見を求めることができることとした。

なお、市町村長が避難促進施設へ助言や援助をするに当たっては、必要に応じて、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第4版）」（令和4年3月内閣府（防災担当））や「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集（第3版）」（令和4年3月内閣府（防災担当））等の解説資料を参考とされたい。

3. 登山者等に関する情報の把握等について（法第11条関係）

火山現象の発生時の救助・捜索活動の際、被災者情報の収集・集約、被災した可能性のある登山者の早期把握、安否確認等を円滑に進めるためには、あらかじめ、登山届等により登山者その他の火山に立ち入る者（以下「登山者等」という。）の情報を把握しておくことが重要である。また、登山者等自身も、火山へ立ち入る際は、突然の噴火の可能性など一定のリスクを認識し、自らの安全を確保するために必要な手段を講じておく必要がある。このため、地方公共団体に対しては登山者等の情報を把握すること、登山者等に対しては自らの安全を確保する手段を講じることについて、努力義務規定を設けていたところであるが、取組をより促進させる必要がある。

したがって、改正法では、必要な情報及び重要性について規定を追加し、努力義務規定の内容を強化することとした。

具体的には、地方公共団体は、登山者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、立入りの日や移動の経路など、登山者等に関する情報の把握に努めなければならないこととするとともに、オンラインによる登山届の導入など、情報提供の容易化に必要な配慮をするものとした。

また、登山者等は、立入りの日や移動の経路等の情報が、火山現象の発生時における救助活動にとって重要であることに鑑み、地方公共団体への当該情報の提供に努めるとともに、火山の爆発のおそれに関する情報の収集や関係者との連絡手段の確保、円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めなければならないこととした。

4. 迅速かつ的確な情報の伝達等について（法第 12 条関係）

情報の伝達等については、気象庁長官は、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報し、通報を受けた都道府県知事は、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村長等に必要な通報又は要請をするものとし、通報を受けた市町村長は、当該通報に係る事項を住民、登山者その他団体等に伝達しなければならない旨を規定している。この点、特に火山現象の発生時においては、住民等の円滑かつ迅速な避難のための情報伝達が重要である。

このため、改正法では、情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な情報が住民等に迅速かつ的確に伝えられるようにすることとした。

5. 火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保等について（法第 30 条関係）

活動火山対策特別措置法では、平成 27 年の改正を受けて、火山専門家の育成が図られているが、より一層、国と地方公共団体が連携して人材を確保していくことが重要である。

このため、改正法では、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、能力の発揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととした。また、国においては、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならないこととした。

したがって、地方公共団体におかれては、上記改正の趣旨を踏まえた取組を検討されたい。

6. 火山調査研究推進本部について（法第 31 条～法第 36 条関係）

火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進を図るため、文部科学省に火山調査研究推進本部を新たに設置することとした。

火山調査研究推進本部では、以下の事務をつかさどることとした。

- (1) 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること
- (2) 関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと
- (3) 火山に関する総合的な調査観測計画を策定すること
- (4) 火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと
- (5) 総合的な評価に基づく広報を行うこと

火山調査研究推進本部長（以下「本部長」という。）は、気象庁長官に対し、地域に係る火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収

集を行うことを要請することができ、また、気象庁長官は、要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告することとした。

これらの調査結果等には、地方公共団体が行う火山に関する観測等の結果も含まれる。

7. 火山防災の日について（法第 37 条関係）

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、8月26日を新たに「火山防災の日」と定めるとともに、国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることを規定することとした。

したがって、地方公共団体におかれては、その実効性を上げるため、地域の実情に応じて、9月1日の防災の日の関連で実施される防災訓練やイベント等と連携させるなど、実施内容等について工夫されたい。

8. その他

（1）検討事項について（法附則第7項関係）

政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

（2）施行期日について

改正法は、令和6年4月1日から施行する。

以上